

## 水巻町入札参加資格審査申請書提出要領（その他業者用）

令和6年度に水巻町が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント、物品、役務等の入札参加資格審査申請（その他業者登録）の受付を次のとおり行いますので、希望者は下記の内容を熟読し、必要書類を提出してください。

**※令和5年度に既に申請済みの業者は、今年度は手続き不要です。**

### 1 申請者の資格要件

#### 1. 建設工事業者

町内建設工事登録業者※**以外の建設業者**で、次のいずれにも該当しない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
- (2) 国税及び地方税並びに町税を滞納している者
- (3) 町税及び使用料等の滞納処分を受け、以後1年を経過しない者
- (4) 建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けていない者
- (5) 建設業法第7条第2項又は同法第15条第2項に規定する営業所ごとに配置すべき専任技術者の配置を行っていない者
- (6) 重大な反社会的行為を行い又は行う恐れがある者として関係行政機関から通知があり、かつ、業者選定の対象とすることが適当でないと認められる者
- (7) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入の者（社会保険等の適用除外の場合は申請可能）

#### 2. 測量・建設コンサルタント業者

水巻町内の本・支店の有無にかかわらず、次のいずれにも該当しない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
- (2) 国税及び地方税並びに町税を滞納している者
- (3) 町税及び使用料等の滞納処分を受け、以後1年を経過しない者
- (4) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を有しない者
- (5) 重大な反社会的行為を行い又は行う恐れがある者として関係行政機関から通知があり、かつ、業者選定の対象とすることが適当でないと認められる者
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

#### 3. 物品、役務等業者

測量・建設コンサルタント業者に準じる。

※ 町内建設工事登録業者とは、建設業のうち『土木・建築・舗装・管・水道施設』（以下「建設5業種」という。）を営み、水巻町内に本・支店を有する等、町内建設工事登録業者の資格要件を満たす者です。**町内に本・支店があっても建設5業種以外の業種を指名希望する場合は、その他業者の申請が必要です。**

※ その他業者の申請は、本・支店の所在地について制限はありません。（町外でも可）

## 2 申請方法

提出書類一覧表の書類を下記送付先まで郵送してください。

【送付先】 〒807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号  
水巻町役場 財政課管財係

※提出する際は、ファイル等必要はありません。

※当町にて、配送事故による書類不着の責任は負いませんので、申請者にて適切な送付方法を選択してください。

## 3 受付期間

令和6年4月15日（月）必着（3月中の到着は4月1日受付とします）

## 4 入札参加資格の有効期間

令和6年6月1日～令和8年5月31日

## 5 提出書類一覧表

	提出書類名	説明	様式	備考
1	共通 入札参加資格審査申請書（委任状・使用印鑑届兼用様式）	申請者は本社（店）の代表者とし、実印を押印すること。	指定様式	
2	許認可等の証明書のコピー	建設工事=建設業許可証明書（通知書） 測量・建設コンサル等=登録証明書（通知書）又は現況報告書 物品・役務等=許認可等が必要な業種は、その証明書等		更新手続き中のものは、手続き中であることを確認できる書類添付
3	民事処分の有無に関する証明書	身元（身分）証明書 個人の申請者のみ提出。	コピーでも可	代表者の証明書を提出
4	営業所一覧		任意様式	
5	工事経歴又は実績調書	建設工事=工事経歴書 測量・建設コンサル等=測量等実績調書 物品・役務等=営業実績調書等 直前2年間の決算期内の完成工事及び着工した未完成工事の主なものを記載すること。	指定様式又は指定様式と同様の内容の任意様式	

6		納税証明書	全業者必要 (消費税関係)	所管の税務署(国税)で発行される納税証明書(法人:その3の3、個人:その3の2)	コピーでも可	※令和5年度課税分に限る(ただし、決算時期によって令和5年度分の提出ができない時は、令和4年度分でも可)
			水巻町内に本・支店を有する場合は追加が必要	(1)町税の納税証明書(未納のない証明)を受けること。個人の場合は代表者のもの。 (2)新規設立の法人又は、新規に水巻町内に事務所等を設立した法人の場合は「法人等の事務所、事業所設立(置)申請書」の写し(町の受付印のあるもの)を提出すること。		
7		印鑑証明書	法人の場合は法人の印鑑証明書を、個人の場合は個人の印鑑証明書を提出すること。		コピーでも可	
8		法人登記簿謄本	法人の場合のみ提出すること。		コピーでも可	
9		経営事項審査結果通知のコピー (建設業者のみ)	経営事項審査結果通知(P点付)の写しを提出すること。(最新のもの1期分)			
10		経営規模等総括表(財務諸表)決算書	貸借対照表、損益計算書など決算資料(最新のもの1期分のみ)			
11	共通	業者カード	指名希望業種3種まで。 <u>1業者1枚のみ</u> 。指名希望業種にない業種を希望する場合は、「その他」を記入し、業種概要を余白または別紙等に記載すること。		指定様式	
12	共通	返信用封筒	84円切手を貼った宛先記載の返信用封筒1枚(受付票返送のため) ※返信用封筒がない場合、申請は受けませんが、受付票は返送しません。		長形3号	

(注 意)

1. 証明書類は、令和6年1月1日以降に発行されたものを提出してください。なお、証明書はコピーでも可とします。
2. 建設業及び測量以外の業種の場合は、上記に準じた書類を提出してください。
3. 申請業種の希望は3業種までです。
4. 申請提出後に申請業種を変更したい場合は、次に記載する手続きを行うことで次年度の名簿追加登録時に変更されます。

## 6 既登録事業者が指名希望業種を変更する場合の提出書類

令和5年度に登録済の事業者で指名希望業種を変更したい場合は、5に記載の書類のうち2、5、11のみを提出してください。

- (1) 2-許認可等の証明書は、変更する希望業種に許認可が必要な場合のみ提出してください。
- (2) 5-工事経歴又は実績調書は、変更する希望業種分のみ提出してください。
- (3) 11-業者カードは、変更のない希望業種も含めて全て記載して新たに作成し、様式上部の欄外に赤字で「指名希望業種の変更」と記載してください。  
(令和5年度の業者カードは差替えとなります。)

## 7 その他業者の指名について

### 1. 建設5業種の建設工事

町内建設工事登録業者で対応できないときにのみ指名をします。通常の工事においては指名がかからないものと考えてください。

### 2. 建設5業種以外の建設工事

建設5業種以外の工事の発注が生じたときに、その他業者の中から指名します。なお、当該工事については、件数が少ないため、業種によっては指名がかからないことがあります。

### 3. 測量・建設コンサルタント業務

業務の発注が生じたときに、その他業者の中から指名します。なお、当該業務については、件数が少ないため、指名がかからないことがあります。

### 4. 物品購入・役務等

業務の発注が生じたときに、その他業者の中から指名します。なお、当該業務については、件数が少ないため、指名がかからないことがあります。

---

問い合わせ

807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号

水巻町役場財政課管財係 (093) 201-4321 (内線211~213)

---